「能登半島地震」対策ニュース

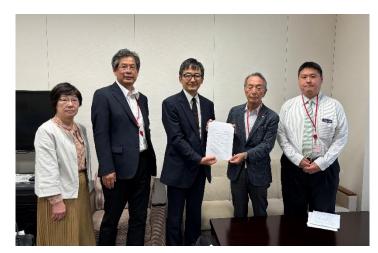
全国災対連 (災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会) 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連内 TEL03-5842-5611 FAX03-5842-5620

2024年10月24日 NO.8

全国災対連 政府に第二次要請書を提出

豪雨災害に関する緊急要請

全国災対連は10月22日、政府・内閣府に「能登半島地震被災地復旧・復興に関する要請書」を提出しました。要請には、全国災対連の住江憲勇代表世話人(保団連)、香月直之事務局長代行(全労連)、浅井まり世話人(新婦人)、渡邊信嗣世話人(農民連)、丸山七菜子世話人(保団連)、藤井勇輔(全労連)の6人が参加し、政府側は内閣府大臣官房(防災担当)貫名功二審議官が対応しました。



住江代表世話人(写真右)は「未だに断水、公費解体の遅れがある。国として予備費で対応するのではなく、具体的な補正予算をしっかりと組んで、被災者の方々が現地に戻り、将来ビジョンを考えることができ、生活を再建できる総合的な復興にとりくんでほしいと改めて強く要請したい」と訴え、要請書を手渡しました。

香月事務局長代行から、豪雨災害に関する緊急要請として、①ライフライン(道路・交通、停電、断水等)の早期の復旧を

はかること。②災害関連死対策にむけた2次避難、被災者のニーズに応えた避難所の生活環境改善をはかること。③障害者や高齢者のための「福祉避難所」の開設と福祉職員の派遣等を強化することなど14項目を要請しました。その他にも「災害により車等で移動が難しく、投票が困難な方々がいる。そういった方々の権利を十分に保障する対応をお願いする」と訴えました。

貫名審議官からは、実際に現地入りした経験から「公費解体がなかなか進まない現在の状況、地震と豪雨による二重の被害により、精神的な影響が大きいのではないか」と語り、「政府としては地震、豪雨のそれぞれの被害に対する補償制度に差が生じないように対応しており、例えば本来であれば家屋が豪雨により浸水し、半壊相当の場合でも公費解体はできないが、地震の場合と同等の補償になるように進めている、農地に関しても同様に差が出ないように対応している」ことなどが話されました。

参加者からは、農地への土砂がひどく収穫をあきらめた方、集落に他に人がおらず話し合いすらできない地域もあること、復旧工事時の重機の導入台数が少ない印象を受けたこと。役所に行っても地震と豪雨被害を一体と捉えていない現状、二重の被害により金銭的により厳しい状況に置かれて疲弊しており、今こそ国の対応が求められているときであると強調されました。その後も意見交換を行い要請を終了しました。

災害被災者支援と災害対策改善を求める 全国連絡会(全国災対連) 代表世話人 小 畑 雅 子 代表世話人 住 江 憲 勇 代表世話人 長谷川 敏 郎

能登半島地震被災地復旧・復興に関する要請書

9月 21 日早朝、能登半島地震の被災地を襲った線状降水帯は、数時間に 300 mmを超す、観測史上最大の豪雨をもたらし、輪島市、珠洲市などで、道路や電柱、水道管など、いのちを支えるインフラや生活基盤を根こそぎ奪い、輪島市は土砂災害と床上浸水で壊滅的な状態です。

震災で甚大な被害を受け、何ヵ月も断水の生活を堪え忍び、少しずつ光が見え始めていた被災地に とっては、実際に目に見える被害だけでは計り知れない深い不安が広がっています。引き続き、人命 救助と復旧に全力をあげることを要請します。

能登半島地震の発生から9か月が経過しましたが、石川県の発表では、10月1日現在、348人がいまだに避難所生活を強いられています。災害救助法では避難所の設置期間は災害発生から7日間以内とされています。半年以上も避難を余儀なくされること自体、迅速な復旧・復興が進まず、被災者の生活再建支援が行われていないことを示しています。

石川県内では、損壊家屋の解体見込み棟数のうち、工事が完了したのは8月末で全体の10.5%に留まっています。被災地では倒壊した家屋がそのまま残されており、解体も片付けも進んでいません。また新潟県では家屋被害は全壊109件を含む22,714件にのぼり、新潟市内の家屋被害のほとんどは液状化によるものです。能登半島地震被災地の復旧の遅れは顕著であり、国が責任を果たすべきです。

7月1日付け東京新聞の報道では、仮設住宅入居者の7割が「元の市に住みたい」と希望し、恒久的な住まいとして「自宅の再建・修復」や「災害公営住宅」を望んでいます。被災者は早期に元の地域に戻り、被災前の地域コミュニティと産業・生業を取り戻すことを強く希望しており、それが保障される「復旧・復興ビジョン」を示すべきです。憲法25条に謳われた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する観点で、被災者に寄り添った支援と住民生活本位の復旧・復興が図られるべきです。

つきましては、住民・被災者本位の復旧・復興のため、下記の各事項について実現を強く要請します。

(豪雨災害に関する緊急要請)

- 1. ライフラインの復旧と避難所環境の改善について
 - (1) ライフライン(道路・交通、停電、断水等)の早期の復旧をはかること。
 - (2) 災害関連死対策にむけた 2 次避難、被災者のニーズに応えた避難所の生活環境改善をはかること。
- 2. 障害者や高齢者のための「福祉避難所」の開設と福祉職員の派遣等を強化すること。

(被災地の復旧・復興に関する要請)

- 1. 被災地の復旧・復興を自治体任せにせず、国の最優先課題として全力を挙げること。内閣に特別担当大臣を配置して支援体制を構築すること。特別法による復興予算を組むこと。被災者の意見や要望を反映した復旧・復興を行うこと。
- 2. 被害を受けた港湾の整備、市街地の要解体建築物の解体と瓦礫の撤去、下水道の整備を急ぐこと。上下水道の自宅敷地内への引き込み管の補修費用は、自己負担とせず公費で負担すること。
- 3. 被災自治体に復旧・復興のための財政支援を行うこと。被災地対応にあたる自治体職員体制を大幅に増やすため、被災自治体への交付金を増加すること。
- 4. 自主避難者など避難所以外の避難者の全貌を把握し、公表すること。災害関連死を繰り返さないためにも、その疑いがある場合は申請するよう被災者に呼びかけ、全貌を把握して公表すること。
- 5.被災者の医療費窓口負担及び介護利用者負担の免除期間を 12 月末終了ではなく、延長すること。
- 6. 能登の公立 4 病院については住民要望を尊重して統合ではなく、地域に密着し地域医療と連携した医療機関として維持・発展させること。

(被災者への支援に関する要請)

- 7. 「人道憲章と人道支援における最低基準(スフィア基準)」に沿って被災者の人権と生存権を保障する避難所運営とすること。プライバシーに配慮し、女性や子ども・障がい者・高齢者など弱者が安全・安心に生活できるようにすること。長期間の避難所生活を強いられている避難者に対して、メンタルケアを行うこと。
- 8. 「災害ケースマネジメント」の手法を取り入れ、個々の被災者等に対して必要な支援を行うこと。
- 9. 仮設住宅に、生活に必要な家具・家財道具を標準装備すること。仮設住宅入居者への食事支援を継続すること。プライバシーを確保すると同時に、集会所などコミュニティ維持のための施設を設けること。
- 10. 「政府備蓄米」を活用し、避難所避難者、自主避難者、仮設住宅入居者への食料支援を行うこと。
- 11.被災者生活再建支援法の支援金については、「見舞金」ではなく損害補填に位置付けること。 住宅再建費用として平均 2000 万円程度の借入を希望していることなどを考慮し、実態に即した給付

額に引き上げること。半壊や一部損壊など支給対象の被害の範囲を広げること。支援金の財源は、 国庫負担割合を引き上げて確保すること。

(政府の政策に対する要請)

- 12. 関西万博は中止し、建設資材や工事関係業者などを被災地復旧事業に回すこと。
- 13. 安保3文書に基づく大軍拡をやめ、防衛費(軍事費)を能登半島地震被災地の復旧・復興予算に充てること。
- 14. 地震直後に志賀原子力発電所で発生した一連の事故の全貌を明らかにし、再発防止対策を徹底すること。すべての原発の被災・事故の際の避難計画を全面的に見直し、廃炉とすること。

以 上